



## 池田地区メガソーラー開発事業に係る特記協定の締結について

A S 鴨川ソーラーパワー合同会社が鴨川市池田地区で計画している太陽光発電事業について、鴨川市では、本年3月に同事業者と取り交わした協定の具体的事項を定めるため、今般特記協定を締結しました。

### ○特記協定の締結

本年3月に鴨川市とA S 鴨川ソーラーパワー合同会社との間で取り交わした鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書のうち、撤去等費用の積立て及び災害時の措置等に関し、具体的事項について定めることを目的として、鴨川市は、令和元年11月8日に同事業者と特記協定を締結しました。

特記協定は、太陽光発電事業の事業地や設備・工作物等の範囲を明らかにするとともに、事業者が事業を中止・終了する際に必要とされる設備等の撤去・処分や原状回復についての内容、災害の発生時や災害のおそれのある事象の発生時において事業者が行うべき措置の方法など、全13条にわたって規定されており、今後は、先に締結した鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定とともに、事業者の着実な履行により、良好な地球環境及び安全な市民生活を確保しようとするものです。

### ○池田地区メガソーラー開発事業計画の経過

- 平成31年3月19日 鴨川市と事業者において、鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定を締結
- 平成31年4月25日 事業者による林地開発許可申請について、千葉県知事は条件を附して許可
- 令和元年6月20日 鴨川市議会において、鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書についての陳情書を趣旨採択
- 令和元年7月5日 千葉県と事業者において、鴨川市を立会いのもとに自然環境保全協定を締結
- 令和元年11月8日 鴨川市と事業者において、鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書第3条第4項に基づく特記協定を締結

問い合わせ

鴨川市環境課

TEL : 04-7093-7838 FAX : 04-7093-7851